

第4章 施策の展開

基本目標1 福祉の心の醸成 一人づくりー

施策の方向1 福祉教育の充実

主な関連ゴール



【施策の方向】

地域福祉への関心を喚起するため、学校教育における福祉教育の充実はもとより、生涯学習における福祉教育の充実を図り、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育みます。

（1）学校教育などにおける福祉教育の推進

市民・地域の取組

- 福祉教育における地域福祉活動に関わる団体の連携・協力

行政・社会福祉協議会の取組

	行政・社会福祉協議会の取組		
1	幼稚園・保育園での福祉教育の推進	市	● 福祉施設への訪問 ● 障害のある園児との交流保育の実施 ● インクルーシブ保育の充実
2	小中学校などでの福祉教育の推進	市	● 福祉をテーマとした学習の推進 ● 障害のある児童生徒との交流学习の実施 ● 認知症サポーター養成講座の実施
		社協	● 障害や認知症の理解、地域福祉をテーマとした福祉実践教室の実施 ● 福祉教育指定校への補助金の交付

福祉実践教室の様子



（２）生涯学習としての福祉教育の推進

市民・地域の取組	
○	研修や学習の場などへの積極的な参加
○	地域の実情に合った講座などの開催

行政・社会福祉協議会の取組			
3	福祉に関する講座の実施	市	● 出前講座の実施 ● 市民講座の実施 ● 認知症サポーター養成講座の実施【再掲】
		社協	● 地区社協や福祉委員会での講座の開催支援
4	イベントや施設での体験による福祉の理解	市・社協	● 福祉・健康フェスティバルの開催
		社協	● 体験、実習の受入れ ● 施設イベントでの地域住民との交流
5	ボッチャを通じた福祉の啓発	社協	● ボッチャ大会の開催 ● ボッチャ体験会及びボッチャセットの貸し出し

（３）職員に対する福祉研修の実施

行政・社会福祉協議会の取組			
6	新規採用職員への研修の実施	市	● 福祉体験研修の実施 ● 障害者差別解消法についての研修の実施 ● 認知症サポーター養成講座の実施【再掲】 ● ゲートキーパー養成講座の実施
7	保育教諭への研修などの実施	市	● インクルーシブ保育を実施するための講習会への参加 ● 巡回指導の充実
8	教職員への研修の実施	市	● 障害と障害のある児童生徒についての知識を深めるための研修などの実施
9	福祉専門職への研修の実施	社協	● <u>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）</u>についての研修の実施

ゲートキーパーとは…

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは…

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉の取組を進めるため、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援（コミュニティソーシャルワーク）を行うスタッフです。福祉サービスや支援がスムーズに提供されるよう、行政、地域活動団体、関係機関などと連携してネットワーク（つながり）をつくるなど、『福祉のまちづくり』推進に欠かせない人材です。

施策の方向2 地域福祉活動の担い手の育成

【施策の方向】

地域福祉に関する福祉教育の充実を図り、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む人材の育成を行います。さらに、地域福祉活動へ気軽に参加できる機会を提供し、活動に必要な知識・技術の習得に向けた支援を行うことで担い手の確保に努めます。また、地域福祉活動の効率化のための支援などを行い活動の活性化を図ります。

（１）地域福祉活動の機会の提供

市民・地域の取組	
○	地域福祉活動への積極的な参加
○	地域福祉活動における中学生・高校生の参加機会の提供

行政・社会福祉協議会の取組			
10	気軽に参加できる地域での活動機会の提供	市	● ちょこっとささえあい事業の充実 ● ファミリー・サポート・センターの充実 ● ボランティアグループなどによる絵本の読み聞かせ会などの実施 ● 地域住民による保育活動支援の推進 ● 地域講師などの活用
		社協	● 地区社協・福祉委員会活動への参加機会の提供 ● 地区社協・福祉委員会活動への中学生・高校生の参加の促進



(2) 地域で活躍する人材の育成

市民・地域の取組	
○ 各種講座及び地域福祉活動への積極的な参加	
○ 講座受講者に対し、地域で活躍できる機会の提供	

行政・社会福祉協議会の取組			
11	まちづくり及び地域福祉活動に関する人材の育成	市	● わがまちのしゃべり場の開催 ● まちづくりコーディネーター養成講座などの開催
		社協	● 地域デビュー講座の実施 ● 地区社協や福祉委員会での講座の開催支援【再掲】
12	防災などに関する人材の育成	市	● 防災リーダー養成講座の実施 ● 災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施
13	こころとからだに関する人材の育成	市	● ゲートキーパー養成講座の実施【再掲】 ● 健康づくり推進員養成講座の実施
14	認知症に関する人材の育成	市	● チームオレンジの取組の推進 ● はいかい高齢者搜索模擬訓練の実施

チームオレンジとは…

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズなどと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのことです。

災害ボランティアコーディネーター養成講座の様子



施策の方向3 ボランティアの育成・支援

【施策の方向】

ボランティア活動への関心を高めるため、気軽に参加できる機会を提供するとともに、ホームページやSNSなどを活用して、活動に関する情報提供を行います。

また、ボランティア団体と企業や自治会など多様な主体が効果的に連携できるよう、コーディネート機能のレベルアップを図るなど、さらなる支援を行います。

（１）ボランティアへの関心の喚起

市民・地域の取組	
○	気軽に参加できるボランティア活動への参加
○	地域行事などでのボランティアの機会の提供

行政・社会福祉協議会の取組			
15	気軽に参加できるボランティアの機会の提供	市	● ちょこっとささえあい事業の充実【再掲】 ● ファミリー・サポート・センターの充実【再掲】
		市・社協	● 福祉・健康フェスティバルの開催【再掲】
		社協	● 地区社協・福祉委員会活動への参加機会の提供【再掲】 ● 中高生を対象とした福祉施設などでのボランティア体験の実施 ● イベントなどにおける市民や企業を対象とした活動機会の提供
16	ボランティア活動の紹介及び周知	市	● 「つながるねット」を活用したボランティアの紹介及び周知 ● 短時間、短期間で気軽に参加できる活動の紹介 ● ボランティア出前講座の開催
		社協	● ボランティア団体と協働した講座などの開催 ● ボランティアセンターだよりなどによる活動の周知

（２）ボランティア活動・団体への支援

市民・地域の取組	
○	様々なボランティア団体との交流の場への積極的な参加

行政・社会福祉協議会の取組			
17	ボランティアセンターの機能向上	市	● 刈谷市民ボランティア活動センターの運営 ● 社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携強化
		社協	● 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営 ● 刈谷市民ボランティア活動センターとの連携強化

行政・社会福祉協議会の取組			
18	ボランティア団体への活動支援	市	● 子育て支援団体の活動支援 ● 企業や学生などとの連携の推進 ● 団体同士のネットワークづくりの支援
		社協	● ボランティア活動への訪問による実態把握 ● ボランティア活動に必要な様々な支援 ● 共同募金などを活用した助成金の創出

【成果指標】

指標項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
地域での助け合いに関心のある人が多いと思う割合（そう思う＋まあまあそう思う）	一般市民意識調査	—	18.8%	23.0%
福祉を学んだことにより意識が変化した人の割合（変わった）	若年者意識調査	72.8%	74.4%	75.0%
ボランティア活動への参加割合（参加している）	一般市民意識調査	10.5%	10.1%	13.0%

【年度目標】

項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
福祉実践教室によって関心が高まった生徒の割合	受講者アンケート	68.0%	68.0%	80.0%
ポッチャを通じた福祉や障害の理解の啓発	実施回数	20 回 (平成 31 年)	26 回	30 回
ちょこっとささえあい事業の実施	サポーター数	—	—	1,200 人
ボランティア団体などと協働した講座の満足度	受講者アンケート	—	80.0%	90.0%

基本目標2 地域福祉活動の推進 ―地域づくり―

施策の方向1 地域福祉活動の支援

主な関連ゴール



【施策の方向】

「地域の絆の再生」を核に据えたつながりづくりを推進し、住民のウェルビーイングを向上させるため、住民が地域課題を主体的に把握し、解決につなげられるよう、地域福祉活動の充実を図ります。また、各種活動を担う人材を育成するとともに、地区社協及び福祉委員会などの活動を周知します。

(1) 地区社協・福祉委員会などの活動の充実と周知

市民・地域の取組	
○ 地域福祉活動への積極的な参加	
○ 地区社協・福祉委員会などによる地域福祉活動の充実	

行政・社会福祉協議会の取組			
19	地区社協及び福祉委員会で活躍する人材の育成	社協	● コミュニティソーシャルワーカー(CSW)についての研修の実施【再掲】 ● 地区社協・福祉委員会活動への参加機会の提供【再掲】
20	地区社協・福祉委員会の周知	市	● 市公式 LINE などによる活動の周知
		社協	● 地区社協だよりなどによる活動の周知 ● SNS などを活用した情報発信
21	地域福祉活動などに対する活動支援	市	● わがまちのしゃべり場の開催【再掲】 ● かりや夢ファンド補助金の交付 ● 笑顔あふれる地域づくり補助金の交付 ● 自治会業務効率化支援事業補助金の交付 ● 地域課題解決に向けた情報連携の促進 ● 地区社協及び福祉委員会の活動支援 ● 健康づくり推進員の活動支援 ● 赤十字奉仕団の活動支援
		社協	● コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地区社協及び福祉委員会の活動支援 ● 座談会の開催 ● 地区社協交流会の開催

ウェルビーイングとは…

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のことです。

施策の方向2 見守り活動の推進

【施策の方向】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民や団体などの協力を得て、困難を抱えた人を地域で見守る体制の充実を図ります。また、支援を必要とする人にいち早く対応できるよう、住民同士のあいさつや声かけを促進し、地域住民相互の「顔の見える関係」づくりを推進します。

（１）地域における見守り活動の充実

市民・地域の取組	
○ あいさつや声かけなどによる住民相互の「顔の見える関係」づくり ○ 地域の民生委員・児童委員などへの情報提供	

行政・社会福祉協議会の取組			
22	地域の見守り活動に対する支援	市	● 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ● 地域団体によるあいさつ運動の促進 ● 生活指導懇談会の開催
		社協	● 福祉委員会が取り組む見守り活動への支援
23	個別対応などに対する支援	市	● 高齢者等見守り活動の推進 ● 行方不明高齢者等 SOS ネットワークの活用
		社協	● 地域のお店などとの連携による見守りの実施



施策の方向3 集いの場の充実

【施策の方向】

高齢者、障害のある人、子育て中の親子など、多様な地域住民が交流し、地域のつながりづくりや絆の再生を進められるよう、地域住民が交流できる場を充実させ、地域コミュニティの活性化を図ります。

（１）地域における集いの場の充実

市民・地域の取組			
○ 地域の集いの場への積極的な参加			

行政・社会福祉協議会の取組			
24	各種集いの場などの提供	市	● 障害のある人の集いの場 ● 高齢者の集いの場 ● 子ども・子育てに関する集いの場 ● 放課後子ども教室 ● 中高生の居場所(なごみんはあと)

（２）地域住民が主体となって運営するサロンなどの充実

市民・地域の取組			
○ 地域のサロン活動などへの積極的な参加			

行政・社会福祉協議会の取組			
25	各種サロンなどの運営支援	市	● 地域サロンへの活動支援 ● いきいきクラブへの活動支援 ● 老人いこいの場の運営支援 ● 認知症カフェの運営支援 ● 子育てサークル・子育て支援団体への活動支援
		社協	● 福祉委員会によるサロン活動への支援 ● ボランティアによるサロン活動への支援

施策の方向4 防災・防犯対策の推進

【施策の方向】

「誰一人取り残さない防災」を目指し、自主防災組織の機能向上を図るとともに、避難行動要支援者の実態把握と個別避難計画の策定を進め、支援が必要な人への対策の強化と地域における防災力の向上を図ります。

また、地域における防犯活動及び交通安全対策を充実させるとともに、各種団体や関係機関などとの連携を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（１）地域の自主防災活動の充実

市民・地域の取組	
○ 災害時に助け合える関係づくりの構築 ○ 自主防災組織への協力や避難訓練などへの積極的な参加 ○ スムーズな避難所開設など地区の防災力の向上	

行政・社会福祉協議会の取組			
26	地区の防災活動への支援	市	● 防災リーダー養成講座の実施【再掲】 ● 自主防災会への活動支援 ● 地区による防災訓練の実施支援 ● 防災に関する学びの機会の提供 ● 赤十字奉仕団による防災活動支援
		社協	● 福祉委員会による防災活動への支援 ● 防災ボランティア団体への支援 ● 福祉避難所の開設訓練の実施
27	支援が必要な人への対策	市	● 避難行動要支援者の把握 ● 地域の実情に応じた個別避難計画の作成 ● 個別避難計画に基づいた避難訓練の実施の支援 ● 福祉避難所の整備などの推進

（２）地域の防犯活動の充実支援・交通安全の啓発

市民・地域の取組	
○ 防犯活動や交通安全運動への積極的な参加	

行政・社会福祉協議会の取組			
28	見守り活動の支援	市	● 地域安全パトロール隊の活動支援 ● スクールガードの活動支援 ● 交通指導員の活動支援 ● 保護司による防犯パトロールの活動支援
29	防犯活動の普及・促進	市	● 警察との連携による防犯の啓発 ● 防犯用具購入費の補助

施策の方向5 連携と協働の推進

【施策の方向】

地域生活課題の解決力と継続的な地域力の強化のため、住民、自治会などの地域団体だけでなく、ボランティア、NPO法人、企業など様々な分野を含めた団体同士が連携・協働し、さらなる活動の活性化や充実を図ります。

(1) 市民団体・事業所などとの連携と協働の推進

市民・地域の取組			
○ 多様な団体の交流の機会への積極的な参加			

行政・社会福祉協議会の取組			
30	団体同士の交流の場の提供	市	● 知識や人材の団体間での共有 ● 協働のまつり場の開催
31	団体同士の連携の推進	市	● ボランティア団体と企業の連携支援 ● 行政・企業などの情報連携による活動のマッチング ● わがまちのつむぎ場の開催 ● エリアプラットフォームによるまちづくり活動の支援 ● <u>地域学校協働活動推進員</u>による学校と地域活動のコーディネート
		社協	● 企業・法人などとの連携強化 ● 地域福祉活動、ボランティア団体、企業間の連携支援

エリアプラットフォームとは…

行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会・町内会、商店街・商工会議所、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論・描き、その実現に向けた取組（＝まちづくり）について協議・調整を行うための場のことです。

地域学校協働活動推進員とは…

地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動（※）の企画・立案や、学校や地域住民、企業・団体・機関などの関係者との連絡・調整、地域ボランティアの募集・確保などを行う、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担います。

※地域学校協働活動とは…

地域の未来を支える人材育成を目指し、地域と学校が連携協働して子どもたちの成長を支えるために行う活動のことです。具体的には、学校行事や授業の補助、登下校の見守り、郷土や伝統文化の学習指導などの支援や放課後の学習活動、児童生徒の社会奉仕体験活動などが想定されています。

【成果指標】

指標項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合（非常に進んだ＋やや進んだ）	一般市民意識調査	16.9%	11.8%	17.0%
地域のつながりが強いと感じる割合（強い＋どちらかといえば強い）	一般市民意識調査	25.6%	19.4%	26.0%
民生委員・児童委員の認知度（委員も活動内容も知っている）	一般市民意識調査	10.2%	7.2%	10.0%
自主防災組織の認知度（名前も活動も知っている）	一般市民意識調査	27.1%	20.3%	27.0%

【年度目標】

項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
座談会の開催	地区数	—	3 地区 (※)	23 地区 (全地区)
民生委員・児童委員による訪問	回数	21,560 回	23,387 回	25,000 回
個別避難計画の策定	取組地区数	—	6 地区	23 地区 (全地区)

(※) 北部、中部、南部の 3 地区にて実施

基本目標3 総合的な支援体制の充実 ー体制づくりー

施策の方向1 福祉サービスに関する情報提供

主な関連ゴール



【施策の方向】

様々な人々が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いて効果的に情報を発信するとともに内容の充実を図ります。

(1) 様々な媒体などを活用した情報提供

市民・地域の取組

○ 地域福祉活動に関する情報発信

行政・社会福祉協議会の取組

32	各種行政サービスなどの周知	市	● 高齢者福祉サービスガイドブックなどの発行 ● 障害福祉ガイドの発行 ● 子育てガイドブックの発行 ● 「子育てコンシェルジュ通信」の発行 ● あいかり、市公式 LINE などを活用した情報発信
		社協	● 「社協だより」の発行 ● SNSなどを活用した社会福祉協議会の周知

令和6年度

高齢者福祉サービス



刈谷市

令和6年度

障害福祉ガイド



刈谷市



【主な地域資源一覧】

地域福祉活動・ボランティア	
地域福祉活動	●各地区社会福祉協議会 ●各地区福祉委員会
ボランティア	●市民ボランティア活動センター ●社会福祉協議会ボランティアセンター ●かりや衣浦つながるねット

高齢	
相談	●富士松地域包括支援センター ●雁が音地域包括支援センター ●中部地域包括支援センター ●中央地域包括支援センター ●依佐美地域包括支援センター ●朝日地域包括支援センター ●基幹型地域包括支援センター
仕事	●刈谷市シルバー人材センター
学び	●出前講座 ●市民講座
仲間づくり・交流	●いきいきクラブ ●高齢者交流プラザ ●いきいきプラザ ●ぬくもりプラザ ●生きがいセンター ●認知症カフェ ●地域サロン ●老人いこいの場
生活支援	●ちょこっとささえあいセンター

その他	
●子ども・若者総合相談窓口 ●犯罪被害者支援総合的対応窓口 ●成年後見支援センター ●かりまる ●チョイソコ	

障害	
相談	●基幹相談支援センター灯 ●相談支援事業所こころ悠々 ●子どもと福祉の相談センターひかりのかけ橋 ●子ども相談センター ●刈谷児童相談センター
相就談職	●刈谷公共職業安定所専門援助部門 ●障害者就業・生活支援センター「くるくる」
学び	●出前講座 ●市民講座
交流	●心身障害者福祉会館 ●地域活動支援センター ●各障害者団体

子ども・子育て	
(子育てコンシェルジュ) 相談	●子育て支援センター ●子育て広場 ●しげはら園 ●ファミリー・サポート・センター ●妊娠・子育て応援室 ●子ども相談センター ●障害者就業・生活支援センター「くるくる」
遊び・学び	●子育て支援センター ●子育て広場 ●児童館 ●ほのぼのルーム ●刈谷おもちゃ病院 ●めばえ図書館
交流	●各支援団体 ●各子育てサークル ●サロン
預ける子どもを	●ファミリー・サポート・センター ●放課後児童クラブ

総合相談	
●福祉総合相談窓口（市） ●福祉相談窓口（社協）	

施策の方向2 包括的な相談支援体制の構築

【施策の方向】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、情報の提供や助言などを行う包括的な支援体制の整備に努め、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

（１）重層的支援体制整備事業の実施

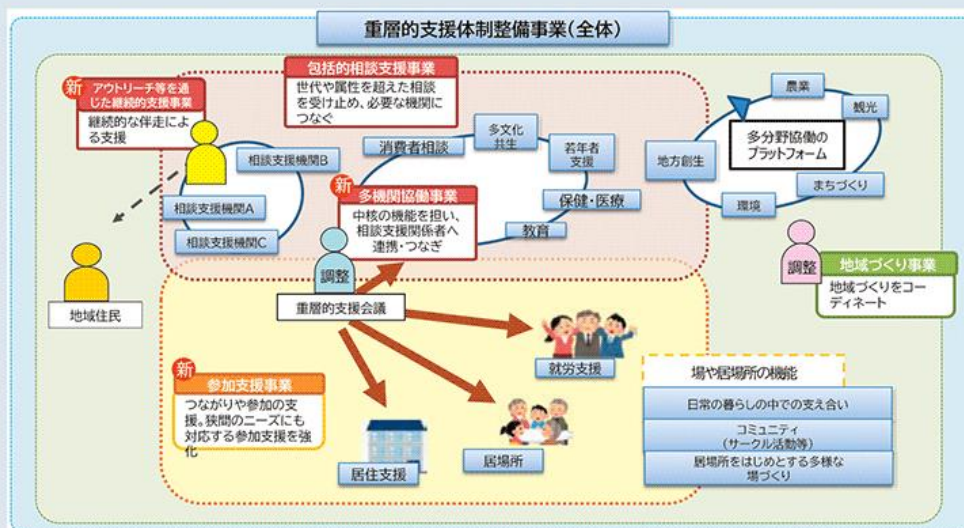
行政・社会福祉協議会の取組			
33	包括的相談支援	市・社協	- 福祉総合相談窓口の設置 - 各種相談窓口の充実
34	多機関協働	市・社協	- 重層的支援会議の実施 - 支援会議の実施
35	アウトリーチなどを通じた継続的な支援の実施	市・社協	- 支援が届いていない人への支援の実施 - 潜在的な相談者の把握 - 本人との信頼関係確保に向けた支援
36	参加支援	市・社協	- 社会とのつながりを作るための支援 - 利用者ニーズを踏まえた支援メニューの開拓 - 本人への定着支援と受け入れ先の支援
37	地域づくりに向けた支援	市・社協	- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 - 交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や人のコーディネート - 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化

（２）専門的な相談支援体制の充実

行政・社会福祉協議会の取組			
38	高齢者に関する相談支援	市	地域包括支援センターの運営
39	障害に関する相談支援	市	- 障害児相談支援 - 障害者支援センターの運営
40	子ども・子育てに関する相談支援	市	- 子育てコンシェルジュによる相談対応 - 妊娠・子育て応援室の設置 - 子ども相談センターの運営
41	生活困窮者などに関する相談支援	市	自立相談支援
42	ひきこもりに関する相談支援	市	子ども・若者総合相談窓口の設置
43	福祉全般に関する相談支援	社協	福祉相談窓口の設置
44	DV被害者や犯罪被害者などへの相談支援	市	- 犯罪被害者支援総合的対応窓口の開設 - 警察など関係機関との連携強化

重層的支援体制整備事業とは…

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものです。



資料：厚生労働省社会・援護局作成

重層的支援会議とは…

関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議です。

支援会議とは…

社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討などが可能です。

アウトリーチとは…

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけ、また、さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けることです。

施策の方向3 公的なサービスの充実

【施策の方向】

高齢者や障害のある人などが、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自立した日常生活や社会生活が続けられるよう、福祉サービスを充実させるとともに、社会参加への促進を図ります。

(1) 地域で自立した日常生活を送るためのサービスの充実

行政・社会福祉協議会の取組			
45	高齢者に対する福祉サービスの充実	市	● タクシー券の交付 ● 配食サービスの実施 ● 見守り安心機器の貸与 ● 福祉電話の実施 ● ごみの戸別収集事業の推進 ● ちょこっとささえあい事業の充実【再掲】
		社協	● 出張理美容費の助成 ● 車いすの貸出 ● 車いす移送車の貸出
46	障害のある人に対する福祉サービスの充実	市	● 日常生活用具費及び日常生活用具の給付 ● タクシー券の交付 ● ごみの戸別収集事業の推進【再掲】 ● 地域生活支援事業の利用促進
		社協	● 出張理美容費の助成 ● 車いすの貸出【再掲】 ● 車いす移送車の貸出【再掲】
47	子育て世帯に対する福祉サービスの充実	市	● ファミリー・サポート・センターの充実【再掲】
48	生活困窮者に対する福祉サービスの充実	市	● 家計改善支援事業の実施
		社協	● 福祉資金などの貸付

(2) 社会参加の促進

市民・地域の取組

○ 様々な活動への関心、積極的な参加

行政・社会福祉協議会の取組

49	高齢者の社会参加への支援	市	● シルバー人材センターへの活動支援
50	障害のある人の社会参加への支援	市	● 障害者雇用への理解促進 ● 農福連携の推進 ● ピアサポート及びピアカウンセリングの実施
51	生活困窮者の社会参加への支援	市	● 住居確保給付金の支給 ● 就労準備支援事業の実施 ● 就労支援事業の実施 ● 居宅支援事業の実施 ● 子どもの学習・生活支援事業の実施



施策の方向4 誰もが住みやすい都市環境づくり

【施策の方向】

バリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設や道路の整備を進めるとともに、公共交通の充実を図り、生活環境の向上に注視した誰もが住みやすい都市環境づくりを進めます。

（１）ユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実

市民・地域の取組	
○	バリアフリーやユニバーサルデザインの理念への理解

行政・社会福祉協議会の取組			
52	バリアフリー及びユニバーサルデザインの導入	市	● 施設のバリアフリー化の推進 ● 公共空間や設備におけるユニバーサルデザインの導入 ● 民間施設のバリアフリー化への補助 ● JR刈谷駅改良に対する鉄道事業者への補助
53	路線バスの維持及び充実	市	● 民間バス事業者との連携
54	「かりまる」の充実	市	● 路線の再編 ● 利用促進イベントの実施
55	地域の特性に応じた多様な交通手段の検討	市	● 「チョイソコかりや」などの地域内交通の導入
56	市民・交通事業者と共に創る公共交通の実現	市	● 公共交通に関する多様な主体との連携による取組の実施

チョイソコかりやとは…

指定された区域内の乗降場所間を移動する予約型の乗り合い送迎サービスです。

チョイソコかりや



かりまる



【成果指標】

指標項目	対象者	参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合（非常に高い＋やや高い）	一般市民 意識調査	20.9%	18.6%	21.0%
社会福祉協議会の認知度 （名前も活動も知っている）	一般市民 意識調査	15.4%	11.9%	16.0%
地域包括支援センターの認知度 （名前も活動も知っている）	一般市民 意識調査	16.5%	17.2%	18.0%

【年度目標】

項目	参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
重層的支援体制整備事業の実施	—	未実施	実施